

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 11月 1日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年 11 月 1 日（金） 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	欠
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	欠			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3 番 中村 佐代子 委員 5 番 城島 訓浩 委員

6. 議 事

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項規程による通知書	11 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	31 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農地利用計画） の変更申請案件	1 件
第 6 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画	

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年 11 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
- 3 番 中村 佐代子 委員 5 番 城島 訓浩 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項規程による通知書	11 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	31 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農地利用計画） の変更申請案件	1 件
第 6 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画 に係る意見について	1 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1～3 を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明を求めます。

- **事務局長** 13 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3-1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、14 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、15 ページに位置図、16 ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員の私から意見を申し上げますと、申請地の南側の農地は今回の譲受人の農地であり、排水も譲受人の農地にしています。ほ場整備の換地の具合でこのようになっています。譲渡人は相続で今回の土地を取得されており、買ってほしいと譲受人に依頼をされたそうです。こういった経緯からして譲受人が取得することは問題がないと考えます。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 別に問題ないかと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 17 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である一時転用（土砂採取）の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、19・20 ページに位置図、21 ページに字図の写し、22 ページに現況平面図、23 ページに計画平面図、24・25 ページに断面図、26 ページに排水計画平面図、27 ページに

集水流域図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** これは地元から泥を取って整地して畑にしてくださいと要望があったので期間を延長して土取り場として利用すると借受人から聞いております。ここにあるように車の出入り口が国道沿いにあるので、ダンプ等出入りについては注意してくださいと伝えました。以上です。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 問題は無いと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇番（〇〇委員）** 土砂災害とかの問題は大丈夫ね？
- **議長** 土砂採取の審議は役場でもやっとなとね？
- **事務局** 町でもやってるし、3,000 m³超えているので県の開発でも協議するし、県の許可になるんですよ。大雨が降ったときの水の流れもあるので、沈砂地を2箇所設けているんですよ。その辺の協議は土砂採取の開発の方でされてます。
- **〇〇番（〇〇委員）** わかりました。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号形状-1について説明を求めます。なおこの案件は私が関係していますので、農業委員会の規約に基づき退席しますので、進行の方を副会長にお願いしたいと思います。
- **副会長** それでは会長に代わり進行していきます。事務局説明をお願いします。
- **事務局長** 28ページをごらんください。第3号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号形状-1について説明します。
整理番号 形状-1 を朗読。申請地につきましては、29 ページに位置図、30 ページに字図の写し、31 ページに土地利用計画図を添付しております。
説明は以上です。

- **副会長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この土地は、以前は苗床として使われていました。周囲は宅地化されており、稲作はできないので野菜などを作りたいと言われていたので、問題はないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 周囲は宅地化されているためここを水田として利用するのは現実的ではないので、畑として利用されるのは問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。
- 以上で、進行を会長に代わりたいと思います。ありがとうございました。
- **議長** そしたら失礼します。続きまして、第４号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第６号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- **事務局長** ３ページをごらんください。第４号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が１２件、再設定が１９件の計３１件で、田が７０筆 149,451 ㎡、畑が１筆 1,202 ㎡合計の 150,653 ㎡となっております。
- 次に 34 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,405,232.20 ㎡、今回解約面積 182,785.72 ㎡、今回計画といたしまして 150,653 ㎡、現在の合計 4,373,099.48 ㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **議長** 続きまして、第５号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明をお願いします。
- **事務局長** 35 ページをごらんください。
- 第６号議案 農業振興地域整備計画の軽微な変更申請について説明いたします。詳細につきまして

は産業振興課の農業振興係より説明いたします。

- **産業振興係** 35 ページからの農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました、質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇番（〇〇委員）** 駐車場ということで、車を洗ったりするときの対策を念頭に置いとかないとその水や油が流失する場合があるかもしれない。その場合周辺の農地に迷惑がかかるからその辺を私は意見として上げとったほうがいいんじゃないかと思う。
- **議長** 他にないでしょうか。
- **〇〇番（〇〇委員）** 畑刈交差点から北に上がってすぐ左折するわけですよ。大型トラックなんで左折しようとする、後ろの車が止まって後ろが詰まってあそこ危ないんですよ。入口ば申請地南側にされんですかね。
- **議長** 南側は坂になってるから難しいでしょうね。あそこは元々別の会社があってそこが撤退して申請人の会社が入ってきたわけだから、運送会社がはじめから買っていたらその辺の審議が十分されていたらうばってん。こういうことになってしまうわけですね。転売すると。
- **7 番（森田委員）** あそこはいつも危なかねて思っと思ったけん、南側から入れたらて思いよったけど難しいみたいね。
- **議長** 運送会社には、車両通行には十分気をつけるようにと言うぐらいしかできないでしょうね。認めてしまつとるけん初めから。
- **議長** 他にないでしょうか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に係る意見聴取案件について説明をお願いします。
- **産業振興係** 50 ページの農業振興地域整備計画の変更申請に係る意見聴取案件を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前１０時２５分